

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月及び同年5月
② 昭和41年4月から43年1月まで

妻が自分の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は納付済みとなっており、申立人及びその妻が所持する国民年金手帳を見ると、昭和40年6月から41年3月までの保険料の納付日が同一であることが確認できることから、申立期間①の保険料を納付したとする申立てには不自然さは無い。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記録により、平成20年2月26日に、当初、未加入とされていた昭和40年4月18日から43年2月15日までの期間が国民年金被保険者期間に訂正され、うち40年6月から41年3月までが納付済みと訂正されており、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

一方、申立期間②については、平成20年2月26日の記録訂正により、国民年金被保険者期間とされたものであるが、申立人が所持する国民年金手帳を確認しても、当該期間の記録欄そのものが無く、ほかに申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの期間及び41年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年6月まで
② 昭和41年6月から同年9月まで

申立期間①の国民年金保険料は、住み込みで働いていた勤務先の事業主が集金人に納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は、自分自身が婦人会を通じ納付していた。

現在、所持している国民年金手帳の申立期間の欄に領収済みの印が押されているので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、その所持する国民年金手帳を見ると、申立期間①のうち昭和37年4月から同年6月までの期間及び申立期間②の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を確認しても、検認印が押されず割印されていることから、保険料は納付されていないものと考えられ、同期間の保険料の納付に申立人は直接関与していない上、保険料を納付したとされる当時の事業主は高齢で聴取できないため、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの期間及び41年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月16日から27年5月19日まで

A社に昭和23年に入社以降、定年退職まで継続して勤務したので、昭和26年9月16日から27年5月19日までの厚生年金保険の記録が欠落しているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和26年9月16日に同社C営業所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における資格取得日は、昭和32年3月1日、資格喪失日は35年3月11日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年3月から34年7月までを7,000円、同年8月から35年2月までを9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から35年10月まで
申立期間について、B社で勤務していたことは間違いがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するB社の被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできなかった。しかし、申立人が所持していた皆勤賞の賞状から、申立人の勤務していた事業所はA社であることが確認できた。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が一部相違しているものの、同姓同名の者が昭和32年3月1日から35年3月11日までの期間について、厚生年金保険に加入していることが確認できる。さらに、申立人が名前を挙げたB社と一緒に働いていた複数の元同僚も、A社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和32年3月1日に被保険者資格を取得し、35年3月11日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年3月から34年7月までは7,000円、同年8月から35年2月までは9,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 3 月 11 日から同年 10 月までの期間について、申立人は退職の時期についての記憶が不明確であり、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、35 年 3 月 11 日の資格喪失及び健康保険証の回収を示す「証返」の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 35 年 3 月から同年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月16日から同年4月16日まで

A社に平成10年4月15日まで正社員として勤務していたのに、同社での厚生年金保険の資格喪失日が同年3月16日とされている。同社の顧問社会保険労務士が資格喪失日を誤記入した書類を社会保険事務所に提出したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳及び源泉徴収票から判断すると、申立人はA社に平成10年4月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について平成10年4月16日と届け出るべきところを誤って同年3月16日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで

A社退職時に、役所で国民年金の加入手続をするように言われたので、自分で国民年金の加入手続を行い保険料を納めたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料納付に関する申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人はA社退職後、すぐに国民年金の加入手続をして、申立期間の保険料を妻の分と一緒に納付したと主張しているが、妻の保険料は平成2年3月及び同年10月に納付されている。

さらに、申立期間について国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり保険料を納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から46年3月まで

私は、昭和44年ごろからAで呉服商を営んでいたB事業所で住み込み従業員として働いていた。20歳になった同年7月に、B事業所の店主か私のどちらかが国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、店主が納付してくれていたはずである。保険料は月額500円ぐらいで、毎月集金人に納付していたことを覚えているので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の店主が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月6日に払い出されており、この時点で申立期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に納付はできなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B事業所の店主の妻は、「当時の日記、メモを確認したが、申立人の国民年金保険料の納付に関する記載は無い。」と証言している

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年12月まで

結婚を機に夫が夫婦二人の国民年金の加入手続をし、保険料は夫婦二人分を納付していた。しかし、社会保険事務所の記録では、この期間、夫は納付済期間とされているのに、私は未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続をしたとする夫の記憶は不明確で、申立期間当時の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は夫が結婚を機に夫婦一緒に加入手続をしたと主張するが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和43年2月に払い出されている。一方、申立人の国民年金手帳記号番号は51年4月に払い出され、夫の国民年金被保険者資格取得日と同日の42年8月19日にさかのぼって資格取得されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の夫が申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年3月まで

私は、昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料をA銀行B支店の口座振替か窓口での振込みで納付していたはずなのに、社会保険事務所の記録では、この期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を口座振替又は銀行窓口で納付していたと申し立てているが、当時申立人が居住していたC市は、「国民年金の保険料納付は、昭和51年3月までは印紙による納付で、51年4月から納付書での納付に変わった。また、口座振替による保険料納付の開始時期は、一部を除いて昭和57年度からであった。」としており、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年7月7日の時点では、申立期間のうち49年3月までの期間については、制度上時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月

私は、15歳の時から会社に勤めていたが、その会社は厚生年金保険に加入していなかった。そして社長に、「20歳になったら国民年金に加入するのが国民の義務だ。」と言われていたので、20歳の時に国民年金の加入手続をし、最初は区役所に納付に行き、後は自宅に来ていた集金人に現金を納めて、国民年金手帳に印をもらう方法で納付してきたはずである。

それなのに、社会保険事務所の記録では、昭和40年4月からの納付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年9月27日の時点では、申立期間のうち、38年2月から同年6月までについては、時効により制度上保険料を納付できない期間である上、38年7月から40年3月までについては過年度となるため、この保険料を区役所や集金人による納付はできない期間である。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年3月まで

私の両親は身体障害者である私の将来のことを考え、私が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、両親と私の3人分、後に妹の分も合わせて保険料を納付していたはずである。私は、昭和54年9月から厚生年金保険に加入しているが、社会保険事務所の記録では、国民年金保険料を納付していたのが50年4月から54年8月までの期間のみとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は121月と長期間である上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする両親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年9月17日の時点では、申立期間のうち48年6月までの期間については時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、両親が後に一緒に納付していたとする妹の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和50年10月1日に払い出されており、申立期間における国民年金被保険者期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年5月まで

父が病気で倒れたため家業の手伝いをする事になり、昭和46年6月にA事業所を退職した。退職後、私の両親が、すぐに国民年金の加入手続きをしてくれ、家族3人分の保険料を集金人に納付していた。

その後に勤めたB事業所において昭和46年1月8日から同年12月21日までの厚生年金保険の加入記録があるが、当時は、私も両親も、厚生年金保険に加入しているとは思っていなかったため、両親は、この期間も含めて、次にC事業所に勤めて厚生年金保険に加入するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和45年6月14日に国民年金被保険者資格を取得しているが、46年1月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した直後に国民年金被保険者資格の喪失手続きが行われていることが確認できることから、申立期間のうち同年1月から11月までは未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

さらに、申立人は昭和46年12月21日に新たに国民年金被保険者資格を取得しているが、この資格記録は、申立人がC事業所を退職した後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったために、平成12年4月14日に追加され

たものであり、元々は、46年12月から48年5月までの期間も未加入期間であったため、保険料は納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月から59年9月まで
妻と同時期に同じように国民年金保険料を納付していたのに、私のみ申立期間が未納となっているのは納得できない。
保険料は妻が納付していたので、妻の年金記録を参考に再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の妻に聴取しても、国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月20日に払い出されており、52年3月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和52年3月3日に払い出されており、申立人の同記号番号の払出時期と異なっていることから、申立人及びその妻の保険料の納付開始時期も異なっているものと考えられる。

このほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年1月までの付加保険料、並びに57年4月から59年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から49年1月まで
② 昭和57年4月から59年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

付加年金制度が始まった時から付加保険料を納付していたのに、申立期間①は定額保険料のみの納付とされている。

また、申立期間②及び③の当時は、二人の子供の教育費等の出費があり大変であったが、毎月の保険料の納付が困難なときは分割して納付し、最後にA社会保険事務所で未納分の保険料を納付したのに、両期間とも未納とされている。

申立期間①の付加保険料の納付、申立期間②及び③の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は付加年金制度が始まったことをA市の広報で知り、そのときから付加保険料の納付を開始したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の表紙には「附加年金加入 昭和49年2月から」と記載されており、「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄にも「昭和49年2月27日」と記載されている。

また、A市は、「広報で付加年金制度を大きく取り上げたのは昭和49年3月号（同年2月に配布）であった。」と回答していることから、申立人は社会保険庁の記録どおり、昭和49年2月に付加保険料の納付を開始したものと考えられ、申立人の夫の付加保険料の納付開始は同年4月からとなっている。

申立期間②及び③については、申立人が所持する国民年金手帳に昭和54年

度から 60 年度までの保険料額等がメモ書きされているが、申立期間については納付日等が記載されておらず、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料及び国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料及び国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、平成 10 年 3 月 31 日付けで被保険者資格を喪失したことになるが、同日付けで被保険者資格喪失届を提出した事実はない。被保険者資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料はない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えを確認したところ、事業主であった申立人及び事務担当者の記名、押印とともに、退職日が平成 10 年 3 月 30 日、被保険者資格喪失日が同年 3 月 31 日の記載が確認でき、社会保険事務所の記録及び厚生年金基金の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 39 年 1 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間については厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。同社では、バスや電車の内外装の塗装の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、事業主や当時の同僚に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、同社における申立人の雇用保険加入記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月5日から34年1月5日まで
② 昭和44年6月16日から48年3月30日まで

A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社が昭和34年1月5日から42年1月1日まで、B社が43年4月26日から44年6月16日までとの回答であった。

しかし、A社には昭和32年1月5日から、B社には48年3月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社のいずれについても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、両事業所とも、当時の労働者名簿、賃金台帳等は残っておらず、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和34年1月5日となっており、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間②について、申立人のB社での雇用保険記録の離職日は昭和44年6月15日とされている上、申立人は、同年6月16日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間のうち47年4月から48年3月までは国民年金保険料を納付していることも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 2 日から 37 年 3 月 10 日まで
社会保険事務所に対し厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、昭和 31 年 5 月 2 日から 37 年 3 月 10 日までの A 社に勤務した期間については、同年 6 月 29 日付けで脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。
しかし、私は、脱退手当金という制度があったことを知らないし、支給を受けた記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、昭和 33 年 1 月から当該事業所が全喪する 37 年 7 月 22 日以前に資格喪失した者 9 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失後の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。